

登録教習機関の登録事項変更に係る公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する労働安全衛生法第47条の2の規定による労働安全衛生法第46条第4項第2号の事項の変更の届出があったので、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年9月30日 労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称 及び代表者職氏名	羽島職業能力訓練センター 羽島職業能力訓練センター長 松崎 恭子
-----------------------	-------------------------------------

所在地	羽島郡笠松町中川町 23
-----	--------------

変更事項

変更前（代表者の氏名）	齋藤 晶絵
-------------	-------

変更後（代表者の氏名）	松崎 恭子
-------------	-------

変更年月日	令和7年4月7日
-------	----------

令和7年4月17日

岐 阜 労 働 局 長

